

セーフティネット保証制度(5号:業況の悪化している業種(全国的))

■ 制度概要

全国的に業況の悪化している業種に属することにより、経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行う制度。

■ 対象中小企業者

1. 中小企業庁の定めるセーフティネット保証5号の指定業種であること。もしくは指定業種を含めた事業を行っていること。
2. 5号(イ)－①～③におけるそれぞれの減少率等の条件を満たしていること。

■ 内容(保証条件)

対象資金：経営安定資金

保証割合：80%保証

保証限度額：一般保証とは別枠で2億8,000万円

※セーフティネット保証4号とは併用可だが、同じ枠になる

■ 必要書類

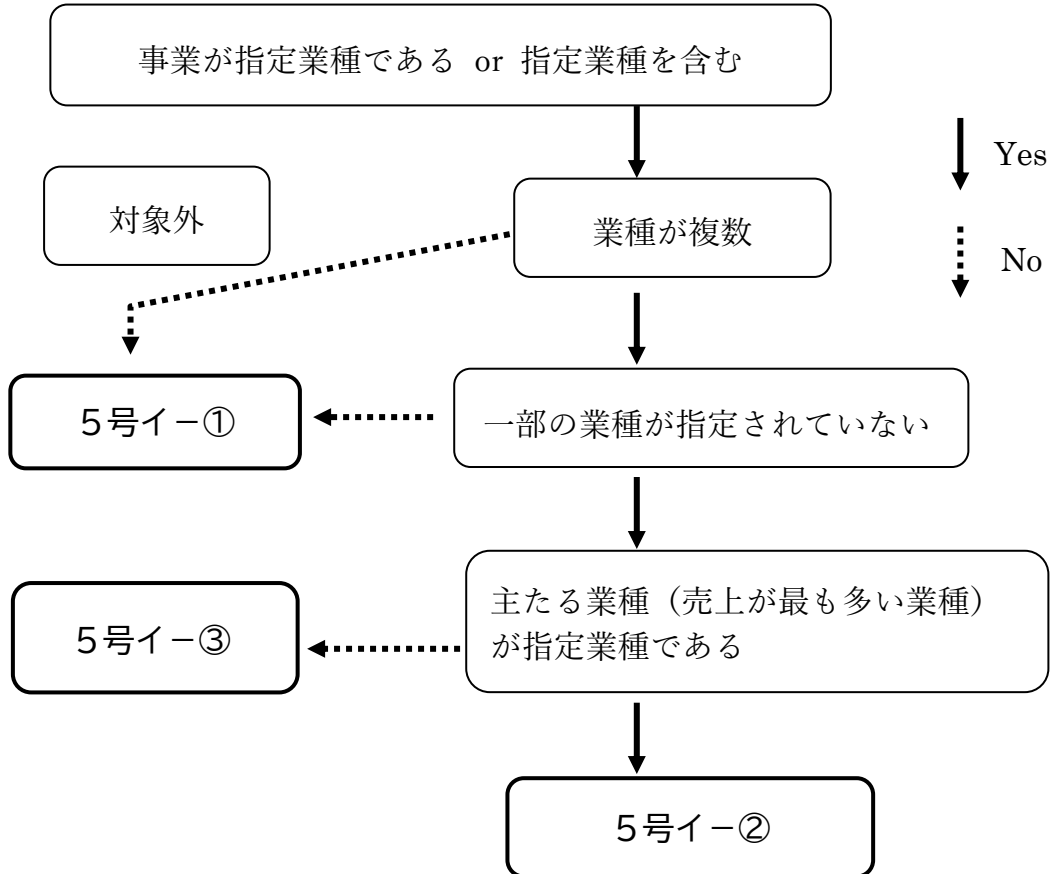
1. 認定申請書(2部)、添付書類(1部)
2. 会社案内書
3. 登記簿謄本(法人) / 住民票(個人事業主)
※コピーと一緒にご持参いただければ、原本は確認後お返しいたします。
4. 決算書の写し(法人) / 確定申告書(法人・個人事業主) ※直近の申告分
5. 月別売上票
6. 事業許認可証等(営んでいる事業全て)
7. (ある場合)会社の事業内容の紹介する書類等

八王子市産業振興部産業振興推進課

電話：042-620-7252(直通)

セーフティネット保証第5号(イ)の認定条件について

■ 業種条件



■ 売上減少条件

イ-①

- I. 最近3ヶ月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べて5%以上減少している。

イ-② (全ての条件を満たすこと)

- I. 主たる業種の最近3ヶ月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している
- II. 会社全体の最近3ヶ月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している。

イ-③ (全ての条件を満たすこと)

- I. 指定業種の最近3ヶ月の売上高等が前年同期比で減少していること(%は問わない)
- II. 会社全体の最近の3ヶ月の前年同期の売上高等に対する、指定業種の売上高(受注高等)の減少額の割合が5%以上であること。
- III. 会社全体の最近3ヶ月の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること。